

議案第 9 4 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 1 2 月 2 4 日提出

岬町長 田 代 堯

提 案 理 由

令和 6 年人事院勧告を踏まえ、特別職の職員の期末手当の支給率を改定するため、本条例に所要の改正を行うものです。

岬町条例第 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和30年岬町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の222.5」を「、6月に支給する場合においては100分の222.5、12月に支給する場合においては100分の232.5」に改める。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の222.5、12月に支給する場合においては100分の232.5」を「100分の227.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第2項の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合において、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

○特別職の職員の給与に関する条例（昭和30年岬町条例第12号）（第1条関係）

新	旧
第1条～第5条（略） （期末手当） 第6条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には <u>100分の222.5</u> 、12月に支給する場合には <u>100分の232.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)（略） 3～4（略） 以下（略）	第1条～第5条（略） （期末手当） 第6条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の222.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)（略） 3～4（略） 以下（略）

○特別職の職員の給与に関する条例（昭和30年岬町条例第12号）（第2条関係）

新	旧
第1条～第5条（略） （期末手当） 第6条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の227.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)（略） 3～4（略） 以下（略）	第1条～第5条（略） （期末手当） 第6条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には <u>100分の222.5</u> 、12月に支給する場合には <u>100分の232.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)（略） 3～4（略） 以下（略）